

●国民健康保険税の軽減・減免について

確定申告の未申告の人(18 歳以下は除く)がいる場合は、軽減の判定はできません。

低所得世帯の場合

軽減判定所得が基準以下の場合、均等割・平等割についてのみ軽減措置があります。

軽減判定のための所得（以下、軽減判定所得）は、所得割基礎額の計算方法とは以下の点が異なります。

- 未加入の擬制世帯主の所得も含んで判定されます。
- 65 歳以上の方の公的年金所得は 15 万円が控除されます。
- 土地、建物などの譲渡所得は特別控除前の額で計算されます。
- 専従者の給与は世帯主の所得として判定します。

軽減判定は 4 月 1 日時点で行い、年度途中での被保険者の増減による再判定は行いません。

軽減率	基 準 額 — 基準額以下の場合、左記の軽減率が適用されます。 —
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数-1)
5 割軽減	43 万円 + 30.5 万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2}) + 10 万円 × (給与所得者等の数-1)
2 割軽減	43 万円 + 56 万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者) + 10 万円 × (給与所得者等の数-1)

※1 給与所得者等 ： 給与収入が①55 万円超、②年金収入が 65 歳未満で 60 万円超、③65 歳以上で 125 万円超の方

※2 特定同一世帯所属者 ： 国民健康保険から後期高齢者制度へ移行した後も継続して同じ世帯に所属している方

未就学児に対する軽減

未就学児（出生～小学校入学前の 3 月 3 1 日まで）の均等割額は 1 / 2 軽減されます。

低所得世帯の軽減が適用されている世帯の未就学児については、軽減後の均等割額をさらに 1 / 2 軽減します。

産前産後における保険料負担の軽減

出産される方の「所得割額」「均等割額」のうち対象期間分の税額を免除します。

詳しくはこちらをご確認ください。[（産前産後のリンク）](#)

非自発的失業者への軽減

ハローワーク発行の「雇用保険受給者資格証」をお持ちで、「離職年月日理由」欄の理由コードが以下のいずれかの場合、翌年度未までの保険税は、前年の給与所得を 30/100 とみなして所得割基礎額を算出します。（給与以外の所得は対象外）

離職理由コード： [11](#)、[12](#)、[21](#)、[22](#)、[23](#)、[31](#)、[32](#)、[33](#)、[34](#) のいずれかの場合

※国民健康保険加入時に申請が必要です。被用者保険の保険者が発行した「資格喪失証明書」とハローワーク発行の「雇用保険受給者資格証」と印鑑をご持参ください。

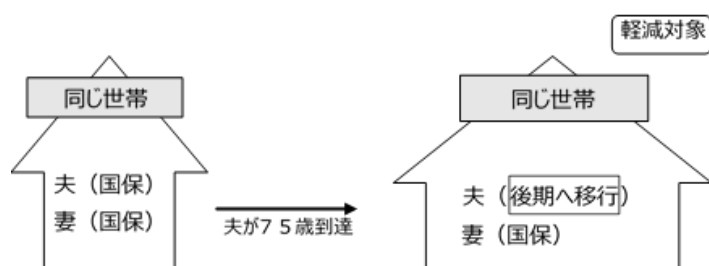
※「雇用保険受給資格者証」に「高」「特」の表示がある方は対象外となります。

後期高齢者医療制度に伴う軽減

(1) 国民健康保険から後期高齢者医療保険制度へ移行することにより、世帯の国民健康保険の被保険者でなくなった方を、軽減措置の適用判定時に「特定同一世帯所属者」として被保険者数に含めて軽減判定を行います。

(2) 国民健康保険から後期高齢者医療保険制度へ移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人になる世帯について、5年間を「特定世帯」として、医療保険分と後期高齢者支援分の平等割額は1/2軽減されます。5年経過後は、その後3年間「特定継続世帯」として平等割額は1/4軽減されます。

区分	平等割 1世帯あたり		
	一般世帯	特定世帯 (1/2 軽減)	特定継続世帯 (1/4 軽減)
(ア) 医療保険分	23,799 円	11,899 円	17,849 円
(イ) 後期高齢者支援分	8,983 円	4,491 円	6,737 円
(ウ) 介護保険分	7,143 円	—	—



被用者保険等から後期高齢者医療保険制度へ移行した場合の被扶養者の軽減について

会社の健康保険（被用者保険）などから後期高齢者医療保険制度に移行することにより、その被扶養者である65歳から74歳の方が新たに国民健康保険に加入することになった場合は、申請により、所得割額は全額免除され、均等割額は2年間5割軽減されます。

被扶養者になっていた方のみの世帯については、平等割額も2年間は5割軽減されます。

※国民健康保険加入時に、被用者保険の保険者が発行した「資格喪失証明書（被保険者本人が後期高齢者医療保険制度に加入したことで被扶養者の資格が喪失されたことが明記されているもの）」をご持参ください。

